

SMC代表の

よもやま話

新たな事務所を借りました!

一般社団法人SMCホールディングス:代表理事
SMC税理士法人:代表社員

西川 正起

SMCグループは2016年1月に多治見から名古屋に本社を移転しました。今年で11年目になります!

今回、新たに同じ本社ビルの8Fを契約する運びとなりました。SMC アカウンティング部門の需要が大きいためです。

正直なところ、2年前倒しの計画ですが、同じビルが良いタイミングで空くことはほぼないため、先行投資と捉えています。SE部門も4人おり増加傾向であるため、AI、IT、RPAを強化する体制を作りました。

と思います。5Fは来社スペースがございますが、8Fはワンフロア事務所スペースとなります。

10年の間に、東京事務所を設立、八丁堀から五反田への移転(昨年)。名古屋も第2事務所を作り、さらに国際センターに移転しました。

まだまだ事務所に空きがございますので採用を強化し、より質の良いサービスを展開していきたいと思っております。



若手税理士の税金教室



インボイスの2割特例が3割特例に変更になる?

著者

SMC税理士法人:代表社員
多治見事務所:代表
長縄 龍哉

前回に引き続き、税制改正の大綱に載っていたインボイス制度の特例についてです。免税事業者からインボイス登録により課税事業者となった事業者の負担軽減策として「2割特例」が設けられています。この「2割特例」とは、消費税の納税額を「売上税額の2割」に軽減できる制度です。この特例を使用することで、消費税の複雑な計算が簡易的に行えるだけでなく、消費税納税負担を減らすことが出来ました。この「2割特例」が令和8年9月30日までの時限措置となっております。

税制改正の大綱には、2割特例の終了後も、免税事業者からインボイス登録により課税事業者となった「個人事業者」については納税額を売上税額の3割とすることができる措置を令和9年及び令和10年分の2年に限り行うとありました。

今回の3割特例の注意点は、「個人事業主」限定になる予定であることです。そのため、法人の場合は注意が特に必要です。個人事業主に比べて、急に前年度と比べて納税負担が増加するということがあります。

個人事業主の方も、法人もいずれの人も下記のチェックをしたか確認するといいでしょう。

令和8年9月30日までに

- ・納税額の増加を試算しておく
- ・簡易課税との比較検討
- ・価格交渉(値上げ)の検討
- ・免税事業者に戻るかの判断 などなど

事前に検討すべき事項はあります。まだ時間はありますが、この改正案が通ったら早めに検討しましょう。

中小企業の利益とお金にまつわるアレコレ

毎月の返済負担を軽くする！ 「借入金の本体化(借り換え)」活用法

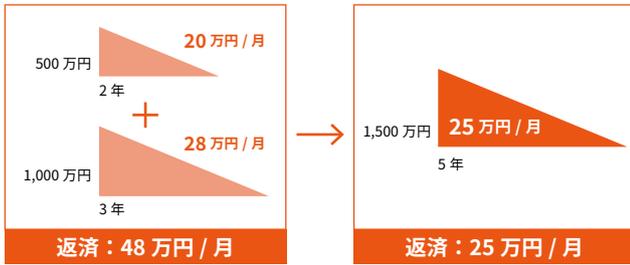
著者

株式会社SMC総研
代表取締役
小川 弘郎



「毎月の返済金額が多くて負担が大きい」と悩む経営者は少なくありません。損益計算書上は利益が出ていても、借入金の元本返済は経費とされないため、返済額が利益を上回ると手元のお金は減り続け、やがて黒字倒産に陥る危険性があります。事業を続ける中で、**複数の銀行から複数の借入を繰り返した結果、毎月の元金返済額が膨れ上がり、資金繰りを圧迫しているケース**はよく見受けられます。

借入金の本体化



このような「勘定合って銭足らず」の状況を打破する有効な手段の一つが、「借入金の本体化(借り換え)」です。複数の借入をまとめて新しく一つの融資として借り直し、同時に返済期間を長く設定し直すことで、**毎月の元本返済額を大幅に圧縮**することができます。

返済金額が減少すればキャッシュフローが改善し、事業継続に必要な運転資金の確保や、新たな事業投資へ資金を回す余裕が生まれます。SMCがこの借換支援をさせていただいた企業様には**毎月の返済額が半分近く減少**した例もあります。

利益とキャッシュは似て非なるものです。「**計算上のものである利益**」と「**実際のお金の流れ**」を分けて考えることが、中小企業の安定経営には欠かせません。資金繰りを安定させるためには、利益の追求だけでなく現在の借入状況を定期的に見直すことも不可欠です。

毎月の返済が苦しいと感じたら、まずは**自社の借入明細を整理して、借り換えによる財務改善を検討**してみたいはいかがでしょうか。

企業側社労士による人事戦略講座

【超重要!】社会保険の扶養 『130万円の壁』ルール変更の解説

著者

社会保険労務士法人 緯:代表
山口 剛志



2026年(令和8年)4月より、社会保険の扶養認定(130万円の壁)の判定方法が大きく見直されます。実務上の重要ポイントを整理しましたので参照ください。

法改正への適合や契約内容の見直しについて、個別のご相談を承っております。お気軽にお問い合わせください。

変更点

- 1 契約ベースの判定**
労働契約書に規定された給与額・労働時間・日数から算出される「見込み年収」で判定
- 2 残業代の除外**
契約段階で予見できない突発的な時間外労働代は、原則として算定に含めない
- 3 判定書類の明確化**
認定時や毎年の更新確認は、原則として労働契約書により行う

実務上の注意点

- 1 算定対象**
基本給に加え、諸手当や賞与、交通費も合算して判定
- 2 特例基準**
19歳以上23歳未満の子は基準額が150万円となる等、対象者の年齢による差異に留意
- 3 実態との乖離**
実際の年収が基準を大きく上回るなど不当と判明した場合は、遡及して認定が取り消されるリスクあり(調査時に課税証明書等の提出を求められる可能性あり)

企業が取り組むべき対応

- 1 労働契約書の整備**
判定の法定書類となるため、最新の契約内容を反映し正しく保管する
- 2 賃金設計の再確認**
昇給や手当の新設時、基準を不用意に超えないか定期的なチェックが必要

気になる

相続トピックス



著者

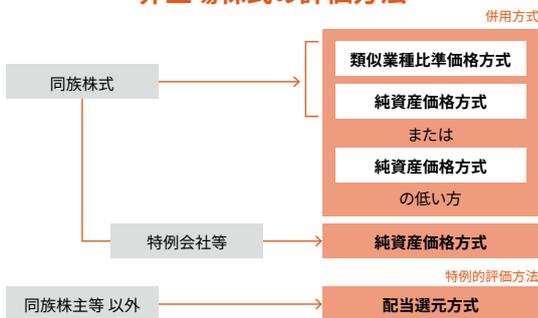
SMC税理士法人:代表社員
中津川事務所:代表
岡本 英樹

失敗しない自社株の売買、贈与

中小企業の株式に代表される**非上場株式には市場価格が存在しない**ため、評価が難しく、税務上のリスクを伴いやすい資産です。相続税や贈与税の場面では、原則として財産評価基本通達に基づき、会社規模や配当実績、収益力、純資産価額などを踏まえて評価します。

しかし実務では、**自己判断で行った結果、この評価額と実際の取引価額が乖離する**ケースが少なくありません。

非上場株式の評価方法



例えば、親族間で株式を「安く」売買した場合、その差額は買主への贈与とみなされ、贈与税が課される可能性があります（みなし贈与）。一方で、著しく低い価額で譲渡した場合には、売主側でも時価で譲渡したものとみなされ、譲渡所得課税が生じることがあります（みなし譲渡）。このように、**同一の取引であっても、贈与税・所得税の双方から課税関係が生じ得る**点に注意が必要です。

さらに非上場株式の評価は、相続税の評価通達をベースとしつつも、法人税や所得税の通達における「時価」の考え方が問題となる場面もあり、単純に一つの基準で割り切れない難しさがあります。

評価方法や前提条件の違いにより結論が大きく変わるため、安易な自己判断で贈与や売買を行うのではなく、事前に専門家と十分に検討することが重要です。**適切なスキーム設計により、想定外の税負担やトラブルを未然に防ぐ**ことができるでしょう。

マーケティング思考の筋トレ



著者

株式会社SMCマーケティング
代表取締役
吉本 昌史

【AI時代の検索対策】SEOからGEOへ進化

AIの普及により、検索行動や情報取得の形は大きく変わりつつあります。

これからは従来の検索エンジン最適化（SEO）だけでなく、**AIに対応したホームページ設計「GEO」が重要**になります。

これまでのSEOでは、ユーザーの検索時にブログ記事や商品ページを上位表示させることで集客してきました。

しかし、**AIが質問に直接回答するケースが増え、検索結果に表示されてもクリックにつながりにくくなっています**。

そのため、AIに参照されやすい情報設計「GEO」への対応が

求められています。

GEOとは、AIが情報を参照する際に、自社サイトの情報が適切に取り上げられる状態を目指す施策です。

GEO時代に成果を出すポイントは、ユーザー体験を最優先にしたサイト設計です。

ユーザーが迷わず必要な情報にたどり着けるサイトは、AIからの評価にもつながります。

SMCマーケティングでは、AI時代に対応したホームページ制作・運用支援を行っています。お気軽にご相談ください。

GEOの主なポイント

構造化データの最適化	商品情報やFAQを整理し、AIが内容を理解しやすくします。
コンテンツの網羅性と信頼性	ユーザーの疑問に幅広く答え、最新の情報を提供します。
ユーザー意図を意識した設計	検索や質問の背景を考え、必要な情報を分かりやすく整理します。